

制度の「はざま」にいるわかものを救いたい～ある NPO の挑戦

ここ最近「わかつく」では、様々な事情で家庭環境に課題のある子ども等への支援について取り上げています。幼い頃に家族からの虐待を受けた方と、そうした方を支援する方などで構成する NPO 法人がコロナ禍で活躍しています。福祉制度になかなかたどりつけない当事者を救う活動をおこなっています。その活動をうかがいました。

当事者が当事者の支援に

関西に事務所がある、虐待を受けた経験のある方の支援をおこなう団体「NPO 法人虐待どっとネット」の代表理事、中村舞斗さん。自身も幼い頃に家族から身体的虐待を受けて育ちました。

現在、虐待を受けた経験のある「AYA 世代（※）」の支援に力を入れています。被虐待経験のある AYA 世代は、虐待による心理的トラウマなどの精神疾患を有することが多い一方、進学や就職などライフステージが劇的に変化する世代でもあります。そうした境遇にある方をケアする社会の仕組みは十分ではないと中村さんはいいます。新型コロナウイルス感染症の

当事者が

拡大はこうした方にも大きな影響を及ぼしました。中村さんたちは、コロナ禍で収入が減って苦しむ当事者に向けて、活用可能な支援制度などの情報を収集し、ウェブで発信したところ、想像をはるかに上回るアクセスがあり、「この情報があって助かった」などの声がたくさん寄せられたといいます。

その後、虐待の後遺症に苦しむ方を対象にした医療機関の情報、児童養護施設の出身者向けの奨学金や就職支援に関する情報など、ウェブに掲載する情報を増やしています。中村さん自身が家庭環境を理由に大学進学がかなわなかった過去があり「自分と同じ思いをする人がいなくなっ

ほしい」という想いがあるそうです。

そんな中村さんたちのもとに、神奈川県内で、家族からの虐待から逃れた大学生が生活保護の受給申請をおこなったところ、「大学生は制度の対象外」であるという理由で生活保護を受給できなかった、という情報が入ってきました。

虐待から逃れ、シェルターに避難した後、虐待の影響で身体の不調が続き、アルバイトなどで収入を得ることが困難となり、生活保護の申請に至ったといいます。

明らかにった

この基準は約60年前につくられたもの。まして、虐待などのやむを得ない事情で家庭を離れざるを得なかった方の存在を念頭に基準がつけられたわけではなく、制度と時代背景の間に大きな乖離があるという指摘はかねてより出ていたそうです。

現行の基準では夜間以外の課程で学ぶ大学生や専門学校生などは生活保護を受けることができませぬ。しかし、この基準は約60年前につくられたもの。まして、虐待などのやむを得ない事情で家庭を離れざるを得なかった方の存在を念頭に基準がつけられたわけではなく、制度と時代背景の間に大きな乖離があるという指摘はかねてより出ていたそうです。

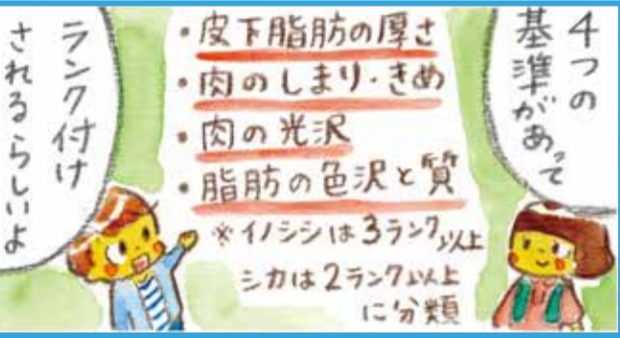
大学生は福祉の制度を受けられない？

新型コロナウイルス感染症の広がりで、アルバイトが困難になっ

が保護者の預金口座になっっていることがあり、今回のようなケースでは本人にお金が渡りません。着の身着のままシェルターに逃れた人、生活保護申請をおこなうことではじめて「世帯」として認められ、様々な支援が受けられるようになります。

生活保護以外に、社会的養護を必要とする大学生が活用できる支援制度もありますが、支援申請から受給決定まで半年程度かかることもあり、結果として、生活保護がないとまったく収入がない事態になっってしまうのです。まさに制度の「はざま」です。

中村さんは、能力があるのにその先のキャリアに進めない、という子どもがいなくなるように、今後も様々な活動を続けていきたいと話しています。



※AYA 世代…「Adolescent and Young Adult」の略で思春期・若年成人にあたる概ね 15～39 歳の世代を指す



様々な支援情報が掲載されているウェブサイト

中村さんや支援者が行政に働きかけた結果、条件付きではありますが、神奈川県横須賀市で、虐待から逃れた大学生へ資金支援制度の創設が実現。そして議会の働き掛けもあり、国への制度改善の要望がおこなわれることになり、政党内部の学習会などでもこの話題が取り上げられたそうです。

中村さんは、能力があるのにその先のキャリアに進めない、という子どもがいなくなるように、今後も様々な活動を続けていきたいと話しています。



国政政党での学習会ではオンラインも含め、全国からの参加があったそうです (写真提供: 虐待どっとネット)

みなさんの「地域を元気にする」活動を応援します！ 和歌山県 NPO サポートセンターをご利用ください

和歌山ビッグ愛 9 階にある和歌山県 NPO サポートセンターは、県民のみなさまの公益的な活動を総合的に応援する施設です。ご利用をお待ちしています！

ご利用いただける団体

和歌山県内で NPO 法人、NPO・ボランティア団体、公益社団・公益財団法人、一般社団・財団法人などの組織形態で、公益性のある活動をおこなっている団体。

※ ご相談や情報収集は個人・企業の方でもご利用いただけます。

ご相談

▶ NPO 法人の設立・運営（定款変更や事業報告、役員変更等）にまつわる実務
▶ NPO・ボランティア団体の運営実務
▶ 企業の社会貢献活動等のパートナーとしての NPO 法人等のマッチングなど

※ ご相談は、窓口・メール・オンライン等で承っています。来所の場合はご予約ください。

情報収集・発信

▶ NPO・ボランティア団体のイベント情報の収集と発信
▶ 助成金をはじめとした各種支援情報の収集と発信
▶ 法律で定められた NPO 法人の情報公開資料（事業報告書等）の閲覧・縦覧
▶ NPO 等に関する書籍閲覧・貸し出し等

各種事務機器

カラー印刷機、ポスタープリンタなどをご利用いただけます（一部を除き、実費負担が必要です）。

会議室

会議室を無料でご利用いただけます。

※ 会議室は和歌山県男女共同参画センター「りいぶる」、和歌山県青少年活動センターとの共用で、申込み受付と管理は男女共同参画センターが担当しています。

情報ブログ・メールマガジン

当センターに届いた情報はブログ（随時更新）、メールマガジン（毎月 2 回配信）で発信しています。

ブログはこちらからアクセスできます

メルマガ配信登録はこちらから



◀カラー印刷機
ポスタープリンタ▶
どちらも利用団体登録が必要です。公益性のある取り組みに関する印刷に限らせていただいております。



和歌山県 NPO サポートセンター

和歌山市手平 2-1-2 和歌山ビッグ愛 9 階
受付時間：9:00～20:50（日曜は 17:30） 休館日：月曜・祝祭日・年末年始
TEL 073-435-5424 FAX 073-435-5425
E-mail info@wakayama-npo.jp
わかやま NPO 広場 https://www.wakayama-npo.jp/